

令和元年度包括外部監査結果に係る措置状況報告書
【健康部における財務に関する事務の執行について】

(令和6年9月)

東大阪市

1. 監査の種類

包括外部監査

2. 令和元年度の監査テーマ

「健康部における財務に関する事務の執行について」

3. 監査結果に基づく措置状況一覧（令和6年6月末日時点）

1 ページから4 ページのとおり

4. 措置状況の内容（令和6年6月末日時点）

5 ページから13 ページのとおり

なお、1 回目報告（令和2年6月末日時点）、2 回目報告（令和3年6月末日時点）、3 回目報告（令和4年6月末日時点）及び4 回目報告（令和5年6月末日時点）で、すでに措置済み又は不措置として報告しているものは除いています。

5. 措置状況の語句説明

措置済み … 結果及び意見に対し、措置が完了しているもの

措置中 … 結果及び意見に対し、具体的な措置を実施中だが、完了に至っていないもの

措置予定 … 結果及び意見に対し、措置を行う予定だが、具体的な措置は開始されていないもの

検討中 … 結果及び意見に対し、措置を行うかどうかを考慮中であるもの

不措置 … 結果及び意見の対象が消滅したために措置を講じる必要がなくなったもののほか、措置を行わないことを決定したもの

※ 本報告書における措置状況の取りまとめは、市長公室内部統制推進室で行っています。

なお、整理番号38～44、46及び47については、令和元年度包括外部監査実施時点での担当課名を記載しています。

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧(令和6年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和2年6月末日)	措置の状況 (令和3年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
1		○	専門職アルバイトの雇用状況について	地域健康 企画課	措置済み				
2		○	少額備品のリース契約について	地域健康 企画課	措置中	措置中	措置済み		
3		○	准看護学院運営費補助金及び施設の維持・更新のあり方について	地域健康 企画課	措置中	措置中	措置中	措置済み	
4		○	最低制限価格制度の運用について	地域健康 企画課	措置済み				
5		○	薬剤の廃棄に係る手続きについて	地域健康 企画課	措置済み				
6	○		休日急病診療所報酬請求事務等業務委託の随意契約理由について	地域健康 企画課	措置済み				
7		○	備品の機種選定に係る記録について	地域健康 企画課	措置予定	措置予定	措置予定	措置済み	
8		○	医師への報酬支払いに係る源泉所得税の徴収について	地域健康 企画課	措置予定	措置中	措置中	措置中	措置中
9		○	休日急病診療所における歯科診療の実施について	地域健康 企画課	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中
10		○	狂犬病予防業務委託契約書における委託業務の整理について	食品衛生課	措置済み				
11	○		見積書の積算内訳入手の必要性について	食品衛生課	措置済み				
12	○		獣医師による犬の鑑札の出納業務について	食品衛生課	措置済み				
13		○	犬の鑑札の一元管理について	食品衛生課	措置済み				
14		○	猫不妊手術助成金の周知について	食品衛生課	措置済み				
15		○	苦情相談処理簿に係る上席者の閲覧証跡について	食品衛生課	措置済み				
16		○	犬・猫の譲渡の促進に向けた広報について	食品衛生課	措置済み				
17		○	監視指導の計画と実績の対比について	食品衛生課	措置済み				

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧(令和6年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和2年6月末日)	措置の状況 (令和3年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
18		○	年度終了間際の切手の購入について	食品衛生課	措置済み				
19		○	食品衛生法の改正とその対応について	食品衛生課	措置済み				
20		○	理容所・美容所営業者等に対する衛生講習会の参加者増加に向けた取組みについて	環境薬務課	措置中	措置中	措置済み		
21		○	浄化槽数の整理について	環境薬務課	措置中	措置中	措置済み		
22		○	簡易専用水道の定期点検受検率の向上について	環境薬務課	措置予定	措置予定	措置中	措置済み	
23	○		清掃業務の履行確認について	環境薬務課	措置済み				
24		○	旧防疫事務所のテレビの設置について	環境薬務課	措置済み				
25		○	監視指導に係るローテーション計画の具体化について	環境薬務課	措置済み				
26		○	監視指導の計画と実績の対比について	環境薬務課	措置済み				
27		○	保険者や事業者等との連携について	健康づくり課	措置予定	措置済み			
28		○	医療機関との連携について	健康づくり課	措置予定	措置済み			
29		○	補助対象者の確認方法等について	健康づくり課	措置済み				
30		○	特定給食施設指導に係る計画策定について	健康づくり課	措置予定	措置済み			
31		○	医療団体補助金に係る計画・実績の確認の徹底について	健康づくり課	措置中	措置中	措置済み		
32		○	公害補償管理システム機器保守点検業務等に係る随意契約理由の明記について	健康づくり課	措置済み				
33	○		公害補償管理システム機器保守点検業務の履行確認について	健康づくり課	措置済み				
34		○	公害健康被害認定審査会の委員構成について	健康づくり課	措置中	措置済み			

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧(令和6年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和2年6月末日)	措置の状況 (令和3年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
35		○	家庭療養指導事業における訪問指導実績集計資料のチェック体制の確立について	健康づくり課	措置済み				
36		○	事業内容の見直しに係る基準の明確化及び文書化について	健康づくり課	措置中	措置済み			
37		○	水泳教室に係る日程の見直しについて	健康づくり課	措置済み				
38		○	備品の有効活用について	母子保健 ・感染症課	措置中	措置済み			
39		○	小児慢性特定疾病医療費助成制度の更なる理解促進について	母子保健 ・感染症課	措置済み				
40		○	BCGワクチンの購入方法について	母子保健 ・感染症課	検討中	不措置			
41	○		定点報告業務に係る契約の業務委託契約書の別表について	母子保健 ・感染症課	措置済み				
42		○	定点報告業務に係る契約の随意契約理由の明記について	母子保健 ・感染症課	措置済み				
43		○	結核検診及び結核健康診断業務委託契約に係る随意契約理由の明記について	母子保健 ・感染症課	措置済み				
44		○	結核対策費補助事業に係る補助単価の見直しについて	母子保健 ・感染症課	措置予定	措置中	措置中	措置済み	
45		○	報償費に係る源泉徴収について	健康づくり課・ 母子保健課・ 感染症対策課	措置予定	検討中	検討中	検討中	検討中
46		○	切手の受払い管理の単位について	健康づくり課 母子保健・感染 症課	措置済み				
47		○	切手の適正在庫について	健康づくり課 母子保健・感染 症課	措置済み				
48		○	保健センターにおける備品管理について	保健センター	措置済み				
49		○	保健センターにおける切手の管理について	保健センター	措置済み				
50		○	環境衛生検査センターの今後の活用について	環境衛生検査 センター	措置中	措置済み			

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧(令和6年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和2年6月末日)	措置の状況 (令和3年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
51		○	東大阪市斎場整備基本構想における試算の手続きについて	斎場管理課	措置予定	措置予定	措置予定	措置予定	措置予定
52		○	既存火葬炉に係る修繕計画の策定について	斎場管理課	不措置				
53		○	東大阪市斎場整備基本構想における既存斎場の跡地活用と墓地需要の把握について	斎場管理課	措置予定	措置予定	措置予定	措置予定	措置中
54		○	斎場利用料金の見直しについて	斎場管理課	措置予定	措置予定	措置予定	措置予定	措置中
55	○		斎場等管理委託料の履行確認について	斎場管理課	措置中	措置中	措置中	措置中	措置済み
56		○	市営及び市有墓地の管理責任の範囲と地域の墓地管理委員会との関係について	斎場管理課	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中
57		○	市営墓地の管理と管理料の徴収の検討について	斎場管理課	検討中	検討中	措置予定	措置中	措置中

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
8	63 ページ		○	医師への報酬支 払いに係る源泉所 得税の徴収につ いて	休日急病診療所では、東大阪市が医師会等との間で委託契約を締結し、医師会等から派遣された医師等により診療業務を実施している。 派遣された医師等は、その診療業務に対する報酬を東大阪市から支給されており、東大阪市は「給与所得の源泉徴収税額表(月額表)」による所得税を源泉徴収している。 本事業は、東大阪市が事業の実施を医師会等に委託しているものであり、派遣された医師等と東大阪市との間には何ら契約は存在しないことから、東大阪市は報酬の支払いを医師会等の代わりに行っているだけということになる。 東大阪市が医師会等から報酬の支払事務を依頼されたとしても、「給与所得の源泉徴収税額表(月額表)」による所得税を源泉徴収することの適否が問われるところであるが、その確認を行うべき主体は東大阪市ではなく、派遣された医師等への報酬支払事務を行う必要のある医師会等である。 医師等への報酬支払事務は、本来は東大阪市が行わなければならない事務ではない。この点を再検討する必要がある。	地域健康 企画課	委託料支払について、市から委託先(三師会)、三師会から各出務者へという本来の流れに戻すことを最終目標とすることを令和2年11月の運営委員会において提案いたしました。ただし、市・三師会双方とも内部の調整等が必要であり、急な変更が困難であったため、段階的に実施することで三師会に了承を得ました。 まず第一段階として、令和3年1月より委託料支払の際、源泉徴収しない方法に切り替えたため、次段階として上記最終目標を達成するため三師会と調整いたします。	措置中

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
9	64 ページ		○	休日急病診療所 における歯科診療 の実施について	平成30年度における休日急病診療所の歯科受診者は全受診者7,847人のうち、約3.0%にあたる236人に過ぎない。また、金額については、平成30年度の診療収入71,268千円のうち、歯科診療にかかる診療収入は約2.5%にあたる1,758千円である。一方、歯科診療にかかる平成30年度の委託コストは8,377千円である。 これは、休日急病診療所における歯科診療の需要が内科及び小児科に比べて非常に少なく、休日急病診療所の収支計算の上でも赤字の大きな要因になるということを意味する。 東大阪市は、休日急病診療所における歯科診療の需要を増加させるにはどうすれば良いか、また休日急病診療所の歯科診療に係る収支構造を改善するにはどうすれば良いか、その方策を検討しなければならない。 まずは、市内の歯科医院の診療時間の状況を含め、休日における市民の歯科診療の需要状況について正確に把握し、休日急病診療所の歯科診療設備や体制を有効に活用することを検討していただきたい。	地域健康 企画課	患者数が少ないとはいえ、当診療所を必要とし、来院される患者もおり、公的医療機関として、最後の受け皿としての責務を果たす役割もあります。 これまでも各歯科診療所においてのPR活動の実施や年末年始の出務人数を減らすなど収支改善策は実施してきましたが、今後は歯科診療における需要を調査したうえで、適切な方向性を検討してまいります。 また、歯科医師や歯科衛生士、医療事務とともに診療報酬の患者単価を上げるための手技やそれに伴う医療機器・歯科材料の購入等も検討し、少しでも赤字を減らす努力をしてまいります。	検討中

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
45	204 ページ		○	報償費に係る源泉徴収について	保健センターにおける集団健康診査等については、医師や看護師等に対して毎年度当初に年間分の業務を依頼し、毎月の出務に係る報償費を翌月にまとめて支払っており、支払時に源泉徴収を行うにあたり、「給与所得の源泉徴収税額表(日額表)」丙欄を用いている。 所得税基本通達185-8(2)においては、「あらかじめ定められた雇用契約の期間が2月以内の者に支払われる給与等で、労働した日又は時間によって算定されるもの(雇用契約の期間の延長又は再雇用により継続して2月を超えて雇用されることとなった者に当該2月を超える部分の期間につき支払われる給与等を除く。)」には日額表丙欄の適用があるものとされている。 当該業務が開始した当初は業務に従事する医師等が現在よりも多く、2か月を超えて継続的に業務に従事することが少なかったため、日額表丙欄を用いることとしたと考えられるとのことであるが、現状では、前提条件となる業務への従事状況が相違してきていると考えられるため、適用している源泉徴収税額表が適切であるか検討し、必要に応じて所轄税務署へ照会するなどの対応を行う必要がある。	健康づくり課・ 母子保健課・ 感染症対策課	【健康づくり課・母子保健課・感染症対策課】 業務の実態に応じた所得税額の適切な運用を図るために、業者と協議を行うなど、課題の解決に向けて引き続き検討してまいります。	検討中

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
51	234 ページ		○	東大阪市斎場整備基本構想における試算の手続きについて	東大阪市では、平成31年2月に、今後増加することが見込まれる火葬需要を推計し、備えるべき火葬炉数を確保するため必要な施設整備を行うにあたっての基本的な考え方を示した「東大阪市斎場整備基本構想」(以下「基本構想」という。)を公表している。 基本構想では、既存斎場活用案と新斎場建設案の費用を試算するなどした結果、両者を併用することとしたとのことであるが、試算の前提条件等については市内部で検討されたのみであり、外部の有識者や専門家による検証確認は行われていない。 少なくとも、新斎場の施設整備計画策定や基本構想の見直しのタイミングにおいては、試算の前提条件やトータルコストを含めた具体的な整備手法の検討結果について、外部の有識者や専門家の知見を活用し、検証確認する必要があると考える。	斎場管理課	指摘にある構想(計画)の節目においては実施すべきと思われますが、令和6年6月時点においてはその段階まで至っていません。	措置予定

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
53	238 ページ		○	東大阪市斎場整備基本構想における既存斎場の跡地活用と墓地需要の把握について	基本構想では、市営斎場を長瀬斎場と新斎場に集約し、残りの斎場については順次廃止・集約化の対象にしている。 今後、市営斎場を廃止する場合、跡地の活用を検討する必要があるが、基本構想においては、跡地の活用策について、特段の記載はない。 市営斎場はすべて墓地に隣接した立地であるため、墓地と切り離れた跡地活用は実質的に困難である。こうした状況を踏まえた現実的な対応としては、合葬墓、駐車場、納骨堂、新たな墓地などの選択肢が考えられる。 現状、東大阪市では市全体の墓地需要を把握していないが、廃止後の市営斎場の跡地について墓地と一体となった効果的な活用を検討するためには、東大阪市全体の墓地に関する需給の状況を客観的なデータに基づき把握する必要がある。	斎場管理課	既存斎場の跡地については隣接する墓地と一体的に活用する方向で検討を進めるべく、墓籍調査を実施するなど、市営墓地の現状把握を進めているところです。 こういった調査の結果を踏まえ、東大阪市全体の墓地に関する状況を整理したうえで、市営墓地の今後の在り方について検証を進めていき、既存斎場跡地の最適な活用方法を検討していきます。	措置中

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
54	239 ページ		○	斎場利用料金の 見直しについて	東大阪市の市営斎場の利用料金は、単純に比較することはできないものの、大阪府内の中核市と比べると、概ね安くなっている。これは、地域の共同墓地に併設された斎場に起源がある斎場の成り立ちや火葬炉等の施設が他市と比べて老朽化が進んでいることなどから、これまで料金改定ができなかったことが要因と考えられる。 長瀬斎場は大規模改修後のサービス向上に伴う料金改定の可能性がある。今後、料金改定を行う場合は、他市の施設整備状況や料金を比較しつつ、斎場におけるサービスと投資に係るトータルコストを勘案して、受益者負担の観点から市民への説明と納得感のある対応を行う必要がある。	斎場管理課	現在、他市等の料金について調査を実施しており、その結果等を踏まえ、適正な使用料の設定について検討してまいります。	措置中

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
55	240 ページ	○		斎場等管理委託料の履行確認について	斎場等管理委託料については、火葬設備保守点検業務委託料のように、火葬炉の特性から当初整備時の火葬炉事業者との随意契約になることが多くなっている。その場合、競争原理が働きにくい環境にあるため、事業者から精度の高い見積書を入手して仕様の詳細な吟味を行うとともに、履行確認の際には仕様どおりの業務が実施されているかを適切に点検確認することが求められる。 火葬設備保守点検業務の見積書の内訳明細の記載が十分でなく、どのような修繕を行うのか明示されていない。また、修繕作業後に提出される「火葬装置点検表」については見積書のどの修繕項目と対応しているのか、明示されていない。 修繕の必要な項目と個別の修繕内容が対応可能な報告書を入手するなど、何らかの方法で履行確認が実施可能な方法に変更する必要がある。	斎場管理課	令和5年度に保守点検業者が変更したことに伴い、仕様書の見直しを行いました。 変更内容としては、仕様書に火葬炉及び周辺設備についての点検項目を詳細に記載しました。 また、点検報告書について、点検箇所の写真の添付及び補修等の緊急性がわかる報告とさせました。	措置済み

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
56	243 ページ		○	市営及び市有墓 地の管理責任の 範囲と地域の墓地 管理委員会との関 係について	市営墓地は東大阪市が直接管理しているが、市有墓地は、もともと地域の共同墓地であったものを大阪府の指導に基づき、土地所有者から寄附を受けたものである。このため、底地のみが東大阪市の所有であり、墓地の管理運営は地元の墓地管理委員会が行う形式となっている。 市営墓地のうち、長瀬及び小阪墓地では地域の墓地管理委員会が東大阪市の許可なく墓地使用者に対して費用徴収しているが、維持管理費用は東大阪市が負担していることから、本来、管理料は無料であるはずである。 東大阪市が市営墓地において任意団体である墓地管理委員会に管理料を徴収することを事実上容認してきた経緯があるとしても、墓地の使用者に対して誤解を招かないよう、任意団体による徴収であることを明確にする必要がある。 市有墓地のうち、上六万寺墓地において平成29年8月の大雨の影響で擁壁の一部が壊れ、その修繕に要する費用負担を東大阪市と墓地管理委員会との間で協議する事案があり、民法上の所有者責任に基づき東大阪市が費用負担することとなったが、その一部について東大阪市から墓地管理委員会に負担を要請している。 土地所有者である東大阪市が管理運営者である墓地管理委員会に対して、どこまで墓地周囲の修繕費負担をするかは議論の余地があるが、東大阪市の責任の所在を明らかにするために、墓地管理委員会との間で、市有墓地の管理責任の範囲に係る基本方針についての合意書や、その方針に基づく費用負担の協定書などを締結することが考えられる。	斎場管理課	墓地の底地の所有者が市である、いわゆる市有墓地について、リスク分担にかかる協定書の作成を、という意見については当面は民法等の解釈によってリスクの分担はほぼ明確にできると考えます。ただ、現在の墓地管理委員会と市の関係では、何らその権利関係を示すものがないため、先々は何らかの書面を交わす必要があるかも知れません。意見に対する措置は過去からの経過もあり、数年で可能なものではないと思われるため、未だ措置には至っていません。	検討中

令和元年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
57	245 ページ		○	市営墓地の管理と 管理料の徴収の 検討について	市営墓地に係る墓地図は各市営墓地の現場に備えているほか、斎場管理課においても備えている。また、墓籍(墓地台帳)はデータ管理されており、墓地台帳において利用者の異動状況が管理されている。 利用者の異動状況については、墓地使用者からの申請があった時の台帳上の管理にとどまっており、墓地使用者の居所確認は特に実施していない。このため、墓地使用者の居所不明や相続放棄等があったとしても、それを正確に把握する方法はなく、墓地が長期間放置された結果、無縁墓地になることも否定できない。 墓地の適正管理の観点から、適時に墓地使用者を確認するためにも、さらには、受益者負担の観点から、墓地の管理コストの公平な負担を求めるためにも、債権管理手続きを行う体制などを検討した上で、墓地管理料の有償化を検討する必要がある。	斎場管理課	令和4年度より墓地使用者の調査を実施し、現時点で吉田墓地、今米墓地及び楠根墓地について調査が完了しております。 他の市営墓地についても同様に調査を進め、墓籍簿の整理に努めてまいります。	措置中